

令和6年第8回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年8月1日(木) 13時30分から13時58分

2. 開催場所 保健福祉センター2階大ホール

3. 出席委員 (18名)

会長	19番 原 心一			
会長職務代理	3番 小松 和啓	2番 山崎 彰		
委員	1番 山内 茂	4番 藤原 新市	5番 堤 昭雄	
	6番 竹村 純吉	7番 三谷 富重	9番 三木 克司	
	10番 岡本 博臣	11番 竹平 豊久	12番 西岡 久	
	13番 森田 良彦	14番 上島 陽子	15番 五百蔵 純太	
	16番 門脇 義人	17番 岡田 修一	18番 宗石 大輔	

4. 欠席委員 (1名)

8番 西村 広幸

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	非農地証明願いについて
第3号	農地法第18条第6項解約通知報告について
第4号	使用貸借返還通知報告について
第5号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第6号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田 雅充
事務局次長	岡村 昭彦
事務局主幹	高月 陽生
農地班長	恒石 政志

7. 会議の概要

事務局	開会(13時30分) それでは定刻になりましたので、始めたいと思います。 それではただ今から、令和6年第8回の農業委員会総会を開催致します。 香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。 となっておりますので、議長を会長にお願いします。
議長	皆さん、こんにちは。大変暑い一つの時季を迎えまして、それぞれの作業にも皆さん方ご苦労されていると思います。体には十分にですね、ご注意くださいまして、農作業を進めていただきたいと思います。これから早生の稲刈りがどんどん進んでいくと思いますし、それぞれ香北・物部の人でもありますね、それが終わったら順番に稲刈り等があるかと思います。そうしますとまた秋のいろんな作業が始まるわけですが、くれぐれもこの暑さ対策を十分取っていただい

てですね、事故の無いようにお願いをしたいと思いますのでよろしくお願いを致します。

それでは早速会へ入っていきますのでよろしくお願いをしたいと思います。本日の皆さん方にお配りをしております議案書等には訂正はありませんし、それから今日の議事録の署名人につきましては、堤委員と竹村委員にお願いをしますのでよろしくお願いをします。

なお欠席者ですね、西村委員が欠席届けが出ておりますが、西村委員につきましては、先般、脛の手術をされて、その手術は終わっておりますけれども、今度は椎間板狭窄症だったかな、

事務局

違う、脊柱管狭窄症。

議長

脊柱管か、狭窄症ですね、それがまあ、見つかってですね、また手術をされるということで、今度は若干時間がかかるかもわかりませんが、よろしくということで、聞いておりますので、報告をしておきます。

それでは、議案に沿いましてですね、進めていきたいと思いますが、それでは議案に沿いまして進めていきますのでよろしくお願いを致します。それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです、案件は5件となっており、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町楠目の農地14筆で合計面積2,756㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町船谷の農地で面積76㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は2です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町有瀬の農地で面積213㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は3です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布の農地で、面積は545㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は4です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町格佐古の農地で、面積は405㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は5です。以上です。

すいません、補足説明をさせていただきます。こちらの写真資料の方ですが、写真資料の2-2になります。その①のところの写真ですが、これ現在栽培しているしきびになります。それと耕作計画では果樹の栽培を計画しているということになっています。続いて資料3-2のところですが、この①ですが、今現在ミニトマト、オクラを栽培しています。耕作計画書では野菜の栽培を計画しています。以上になります。

1番の方はほとんどが確認にいきましたが、みかん、びわ、栗、柿が植わってまして、次の耕作計画では果樹、花卉ということで記入がありました。

議長

補足説明が終わりましたので、ただ今より、議案第1号につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問ありませんかね。

———質疑なし———

議長

格段無いようですが、私の方からですね、資料を送っていただいた段階に事務局の方に1番のですね、なかなか耕作をされてない期間がだいぶありやあせんかというふうなこととか、2番においてはですね、既にコンクリも打たれち

ゆう、それから②においても何か車が入ったりするように手前にはブロックが
置いちゅうとかいうことで私が質問をしました。けれども2番についてはここ
へ柿、しきびを植えるというふうなことで耕作をするという計画になってお
ります。今回の3条申請についてはですね、耕作をされるのかされないのかが
ちょっと分からないような状況ですので、それぞれ地域の農業委員さんにつ
いてはですね、何か耕作をされんような状況でこのまま放られるようなことにな
ると困りますので、ちょっと注意をしてですね、このままであるようであれば
また事務局の方に連絡をしていただきたいというふうに思いますのでよろしく
お願いをします。それから申請番号1番についてはですね、所有権移転売買で
すので、普通はここな右の端にですね、金額が出てくるわけですけども、金額を
言いたくないというふうなことですね、載せてありませんので、この点は
ご理解をいただきたいと思います。すいません、何かご質問はありませんか。

———質 疑 な し———

議 長 格段無いようですが、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請につ
いて採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

———異 議 な し———

議 長 はい、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について賛成
の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは続きまして、議案第2号非農地証明願いについての説明をお願いし
ます。

事 務 局 はい、議案第2号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町土佐山田町宝町4丁目80番、地目は畑、面積は
353㎡、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。
調査員は西岡委員で資料は6です。

2番、申請地は土佐山田町東本町2丁目26番、地目は畑、面積は95㎡、利
用状況は雑種地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。
調査員は西岡委員で資料は7です。

3番、申請地は土佐山田町楠日字サウヂ866番14、地目は田、面積は354
㎡、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は
堤委員で資料は8です。

4番、申請地は土佐山田町神通寺字空田84番2、地目は田、面積は249㎡、
利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は岡
田委員で資料は9です。

5番、申請地は土佐山田町大法寺字上ナガタ563番、地目は田、面積は694
㎡、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は
三木委員で資料は10です。

6番、申請地は物部町別府字杉ノ熊320番イ、地目は畑、面積は330㎡、
外4筆、合計面積2,455㎡、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は
議案書のとおり。調査員は山内委員で資料は11です。

7番、申請地は物部町久保上久保字コソベ201番ニ、地目は畑、面積は
3,719㎡、外5筆、合計面積13,508㎡、利用状況は山林、申請人及び非農地化
した理由は議案書のとおり。調査員は竹平委員で資料は12です。以上です。

- 議 長 説明が終わりましたので、ただ今より補足説明をお願いしたいと思います。1番、2番につきまして西岡委員お願いします。
- 委員 (12 番) はい、そしたら資料の6をお願いします。ここは今現在更地になっておりまして課税も宅地なみ課税をされてるようです。それと写真のように周辺はもう全て住宅になっておりますし、全て特に問題は無いと思われます。
2番ですが、これ場所は四国銀行の隣になります。ここも市街化区域内の案件ですので特に問題は無いと思われます。以上です。
- 議 長 すいません、堤委員お願いします。
- 委員 (5 番) 資料8をご覧ください。場所は鏡野中学校の下の市民グラウンドの南になります。周りも住宅街になっており、市街化区域でありますので問題は無いと思います。
- 議 長 はい、すいません、岡田委員お願いします。
- 委員 (17 番) 資料9を見て下さい。ここは県道沿いの香長段ボールからちょっと北のところにあるんですけど、北と南に家があって、私が知る限りずっと家がここへ建ってまして、西側は■■■■さんの倉庫になってます。だから問題は無いと思いますけど。
- 議 長 はい、続きまして三木委員お願いします。
- 委員 (9 番) はい、資料の10の方をお願いします。地図見てもどこかわかんと思いますけど、JRの新改駅よりはるか上の方に上の方にぐるぐると上がって行くところですが、自分もはっきりした場所を知らんかって最初は家から1時間ほどかかりました。地図で赤く塗ってる隣に神社のマークが見えると思いますけど、これが大法寺部落の氏神様になってまして、そのすぐ横で、周りは山林ですので何も問題無いと思います。
- 議 長 はい、有難うございました。続きまして山内委員お願いします。
- 委員 (1 番) 資料11-1をお願いします。ここは大栃から20キロ位入って国道を、それから杉熊林道を3キロ位入ったところから、上がるらしいです。道も無いようなのでわからんき航空写真になってますが、問題は無いと思います。
- 議 長 はい、有難うございました。続きまして竹平委員お願いします。
- 委員 (11 番) はい、資料の12-1と12-2をご覧ください。この件は先月ですね、同じく非農地証明願いで提出されておった。現在土佐山田町の楠目に住んでおります■■■■さんの土地の東側に位置をしております。そういうところなんです。場所は資料12の1の図のとおり、大栃から約11キロ、県道久保大宮線を行っただころの上久保集落沿いを流れる上垂生川沿いの対岸の上方にあります。資料12-2で見るとおり植林化をしております。前月と同様に今回の土地のあるところも上の方にあり、上久保集落から見通して現認をしました。現状通りで問題は無いと思います。以上です。
- 議 長 はい、有難うございました。それでは議案第2号非農地証明願いにつきまして皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何かありませんか。

-----質 疑 な し -----

事務局 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なし——

議長 それでは議案第2号非農地証明願いにつきまして、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。続きまして議案第3号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事務所 報告第3号 農地法第18条第6項解約通知報告についてです。
報告案件は2件となっておりますのでよろしくお願いいたします。
1番、申請地は土佐山田町楠目の農地で面積2,270㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。
2番、申請地は土佐山田町宮ノ口の農地3筆で合計面積3,472㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。以上です。

議長 はい、議案第3号について説明がありましたが、この件につきましてご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

——質疑なし——

議長 格段無いようですので、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきます。
議案第4号使用貸借返還通知報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第4号 使用貸借終了農地返還通知についてです。
報告案件は1件となっておりますのでよろしくお願いいたします。
1番、申請地は土佐山田町神通寺の農地で、面積は1,490㎡、貸人及び借人、解約日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。以上です。

議長 はい、この件につきましては委員の岡田さんが関係しておりますが、終了ということで、農地を返還されるということですので退席は求めませんが、何かご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

——質疑なし——

議長 格段無いようですので、この件につきましてもですね、報告のみとさせていただきます。
続きまして議案第5号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、この件について説明をお願いします。

事務局 はい、議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。
まずは、農業公社による中間管理の売買事業になります。
1番、土佐山田町山田の農地、920㎡を〇〇〇〇〇〇の〇〇〇さんから高知県農業公社が購入、このあと、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇さんがヤッコネギを栽培する予

定になっています。資料は13です。

2番、土佐山田町山田の農地、919㎡を[]の[]さんから高知県農業公社が購入、このあと、1番と同じ[]さんがヤッコネギを栽培する予定になっています。資料は14です。

次は、農業公社による中間管理事業になります。

1番、土佐山田町の農地3筆、合計11,357㎡を[]の[]さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、[]の[]さんが借り受け、水稻、大麦を栽培します。資料は15です。

続いて、通常の貸借権になります。

2番、土佐山田町杉田の農地、953㎡を[]の[]さんが借り受け、真菰を栽培します。資料は16です。

3番、土佐山田町須江の農地、1,453㎡を[]の[]さんが借り受け、ニラを栽培します。資料は17です。

4番、土佐山田町須江の農地2筆、合計4,312㎡を3番と同じ[]さんが借り受け、ニラを栽培します。資料は18です。

5番、土佐山田町佐野の農地3筆、合計3,904㎡を[]の[]さんが借り受け、人参、小松菜、キャベツを栽培します。資料は19です。

6番、土佐山田町加茂の農地2筆、合計1,737㎡を[]の[]さんが借り受け、カボチャを栽培します。資料は20です。

7番、土佐山田町加茂の農地、577㎡を6番と同じ[]さんが借り受け、カボチャを栽培します。資料は21です。以上です。

議長 議案第5号の香美市農用地利用集積計画についての説明がありました。ただ今より、質疑を行いたいと思います。何か皆さん方の方からご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

議案第5号の1番、2番についてはですね、[]の[]が今度購入予定していますが、[]はもうハウスの、随分前からここに建てておって耕作をしておりますですね、ご本人の、売り主の方からですね買おうて欲しいというようなことがあってですね、農業公社を通じて買われるということ聞いてますのでご報告をしておきます。

他に何かありませんか。

———質疑なし———

議長 格段無いようでしたら、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

———異議なし———

議長 はい、それでは議案第5号の香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、賛成の方は挙手をお願いします。

———全員挙手———

議長 はい、どうも有難うございました。
それでは続きましてその他の件になっておりますけれども、事務局の方から何かありますか。

事務局 すいません。2点の報告というかですね、させていただきたいんですけど、1点目が地域計画に関わって、アンケート、認定農業者さんに去年取っておりますけれども、ちょっと地図へ落としていく中で、もう少しちょっと他の土地も意向がわかるようにした方がってということで、ちょっと事務局の中で話し合いまし

て香美市内在住で香美市内の農地を1町以上経営してる方にまた同じようにアンケートを送っております。200 何件かちょっと手元に名簿は持ってきてないですけど、委員さんの中にもですね、該当される方でお返事いただいてる方もいらっしゃるってまた問い合わせとかありましたら、そういうことでご協力いただける方は協力をということで、そういうお話になった時にはですね、説明いただけたらと思います。

それから2点目ですけど毎年行ってます、市長との意見交換会ですが、今年は11月7日の定例会の日に計画してましてここです、会場は。また今年の出席をしていただく方とどういったことが意見交換の中身についてはまたちょっと集約をしてですね、上げるようにしたいと思いますので、よろしくお願い致します。またご連絡いたします。以上です。

議

長

はい、有難うございました。毎年やっている市長との意見の交換会ですが、3回目ですので、ご出席をされてなかった方は是非とも出席をしていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

また大変、どう言いますか、。農業の環境というか耕作放棄地がどんどん増える中でですね、地域で迷惑をしちゅう人がおったり、また用水路、排水路等についてですね、整備をお願いしたいと個人ではなかなかようせんというふうないうことがあったりしたらですね、是非とも市長に直接お話をさせていただいてですね、何やったら現場も見に行くというふうなことも出来ますので、事前に皆さん方の個人的、また部落で色々困りごとがあった時にはこういう機会にですね、是非とも市長にお願いをしていただいたらというふうに思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

私の方からちょっとですね、県で毎月常設委員会っていうのがあるわけですが、先般が土佐清水やったと思いますけれども、農家住宅で転用面積1400㎡っていう案件がありまして、その点について今まで私の認識では一般住宅500㎡、それから農家住宅については1000㎡というふうな規定があるというふうに思ってたんですが、それがありませんと。そういうことですので、もし一般住宅でも土地を買う時に500㎡をちょっと超えるとかいうふうなことになってもですね、許可が下せると思いますし、そういうこと、まあちょっと報告をしておきたいと思います。以上です。他に、委員の皆さん方、また推進委員の皆さん方、何かご意見があれば受けたいと思いますが、格段ありませんかね。

———質 疑 な し ———

議

長

また後でも構いません。無いのでしたら、後皆さん方といつもやってます最適化推進意見交換会をしたいと思いますが、少し休憩をしてですね、始めますのでよろしくお願いします。

閉会 (13時58分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長

原、心一 

署 名 人

堤 昭雄 

署 名 人

石村 昭吉 